



2020年4月17日

新潟県教育委員会
教育長 稲荷 善之 様

新潟県教職員組合連合会
議長 岡島 祐次

再度の臨時休校にあたり教職員の勤務等に関する申入れ書

日頃より、新潟県の教育の発展のためにご尽力されていることに、心から敬意を表します。

また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休校措置および学校再開に関わり、様々な対応に最善を尽くされていることに感謝いたします。

4月16日、政府は既に7都府県に発令していた緊急事態宣言を、全国に拡大しました。新潟県は新規感染者や経路不明な感染者が一定程度の増加幅に収まっている「感染確認地域」ではあるものの、学校再開によって感染発生の可能性が高まっていることは否定できず、今回の緊急事態宣言拡大を受けて、今後、市町村教委においても再度の一斉臨時休校への動きが加速することが予想されます。

政府の要請を受けた昨年度末の全国一斉臨時休校措置は、学校現場はもちろん、社会全体に大きな混乱をもたらしました。その状況をくり返さないためにも、再度の一斉臨時休校時の教職員の勤務形態等について、以下のことを申し入れます。また、市町村教委に対しても以下の趣旨を踏まえた要請をおこなうよう申し入れます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の削減について、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」とされていることから、在宅勤務や日を決めての分散勤務、時差勤務などの対策について速やかに講ずること。
2. 臨時的任用職員・会計年度任用職員についても、上記と同様の扱いをするとともに、会計年度任用職員については、本人の同意をふまえた上で本来の業務によらない勤務も可能とし、雇用の継続を図ること。
3. 学校の臨時休業により、家庭学習を履修扱いとするとなった場合において、その内容・点検・評価の方法を具体的に示すこと。

以 上